

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ（第6回）
議事要旨

日時：令和5年12月11日（月）17:05～18:10

場所：オンライン会議

出席者：

<委員>

山内 弘隆座長、安藤 至大委員、後藤 元委員、高村 ゆかり委員

<経済産業省>

小川 要電力基盤整備課長、生稲 真人新エネルギー課課長補佐

<説明者>

電力広域的運営推進機関 大山 力理事長、岩男 健佑事務局長

議題：

- （1）最近の電力広域機関の主な取組状況と役割の拡大について
- （2）組織体制のアクションプランの進捗等について
- （3）電力広域機関の組織運営について

議事概要：

- 事務局より資料3、電力広域的運営推進機関より資料4、に基づき説明
- 事務局より資料5に基づき説明
- その他、委員からの主な意見

資料3 最近の電力広域機関の主な取組状況と役割の拡大について

資料4 組織体制のアクションプランの進捗等について

（安藤委員）

- 資料3について、広域機関の業務内容は拡大し、これまでよりも多くの人材やオフィススペースが必要。組織が大きくなるにつれ管理も大変になるがこれまで同様、引き続き適切に対応頂きたい。
- 業務の増え方として、自ら取ってきたものではなく、上から降ってきたようなものであると職員のモチベーションや学習意欲を維持できるような、職員に対する支援策や報酬を含めた全体的な処遇として納得感のあるものを作っていくことが今後も重要。
- 資料4については、新卒の採用を含めた職員数増加の取組等を今後も継続して取り組んでいくべき。

（説明者（広域機関岩男事務局長））

- 職員の処遇面の向上については、研修の充実、電力関係の技術的知見を習得するためのプロパー職員が資格取得する際の資金的援助、契約社員の業績評価に応じた昇給等の新たな人事制度を導入しており、引き続き必要な取組を行っていく。

(後藤委員)

- 資料4で説明のあったとおり、アクションプランに基づきしっかり体制整備をしていると理解。
- 再エネ勘定の支出が増加し、資金不足時に借入れを行う可能性があるとの説明の際に、再エネ勘定は複数年で収支が相償する仕組みと説明があったが、相償の期間は2～3年なのか、あるいはより長期なのか。また、借入れの規模と期間はどの程度となる想定か。

(高村委員)

- 再エネ勘定の収支が複数年で相殺する点について、確定的な見通しはできないとしても現時点ではどのようなアセスメントをしているか。

(事務局 (新エネルギー課生稻補佐))

- 収支の相償する期間は2年間が目安となる。再エネ特措法では前々年度に広域機関に余っている金額を勘案して再エネ賦課金の単価が決まる。
- 借入れの規模については、実態を踏まえて判断することとなる。但し、毎年度における再エネの導入量はFIT導入初期と比較し減少、単価も太陽光発電は40円から10円に低下している。今後も再エネの導入量の増加につれ、賦課金は増加するが、その増加スピードは落ちついてくるものと認識。

(高村委員)

- 組織体制のアクションプランで人材の育成や情報発信の取組をしているが、会計ガバナンスの強化として、外部監査をしていく中で、広域機関として対応に難しい点や課題はどのようなところにあるのか。

(説明者 (広域機関岩男事務局長))

- 広域機関には電気の専門家は多くいるが、会計の専門知識を持った職員は限られるため、まずは外部の知見を借りつつやっていくものの、会計やガバナンスの知見のある人材の採用や育成も進めていく。

資料5 電力広域機関における組織運用について

(後藤委員)

- 広域機関の業務が増え、当初予定していたものから大幅に変わる中、優れた人材を確保していく観点で、柔軟に理事を選任したいとのニーズは理解。
- 小売・発電・送配電のバランスを取るという理念の重要性は依然として変わっておらず、それをどういう形で確保するかという話。設立当初は厳格な対応を取り、8

年間、問題なく進められてきたという実績やニーズも踏まえれば、規制を緩めることは合理性がある。

- 他方、会員構造の変化の説明に関して、兼業が増えても、それぞれの事業に対してウエイトを配分するかは事業者によっても異なるため、兼業が増えているからといってバランスを考慮する必要が無いということではない。代替手段として、新しい制度という訳ではないが、理事の選任は総会での議決権1／3は維持され、最終的には総会で担保されること、また、役員の行動規範で定められていること、この2点が今後果たす役割が大きくなることを自覚した上で、理事選任の制限を外すことは問題ないと考えられる。
- ただし、現行の行動規範では、特定の利害関係者を優遇したり、不利益に扱ってはならないとしているが、業界レベルで一部のグループの優遇があってはならないといったことを、どこまで明文化するかは分からないが、行動規範にはそういった役割が求められる。

(事務局 (小川課長))

- 総会の議決権の規定である1：1：1は引き続きキープされる。理事選任のルールも含め総会の議決で担保される仕組みや、役員の行動規範について、広域機関の業務の中立性が従来以上に求められるとのご指摘もあったことから、今後しっかりと取り組んでいく。

(安藤委員)

- これまで組織がうまく回ってきたことに感謝。小売・発電・送配電から1名ずつの理事がこれにどの程度寄与してきたかは変わって見ないと分からないが、良い関係が組織内で維持されるには努力が必要であるため、今後も努力を続けていただきたい。
- 今回の提案には賛成だが、今の業務の拡大傾向を踏まえ、中期的には、理事の増員を検討することも有益。各分野、各事業領域において、利害を代表する必要はないが、それぞれに対応する形で責任を持って業務を担ってもらう観点から、組織全体の規模や業務量の増大に応じて、マネージする側の構成についても、今後考えていく必要がある。

(事務局 (小川課長))

- 現行、電気事業法では理事2人以上となっているが、FIT/FIP業務が加わった2022年には理事を増員。業務が拡大する中、理事の適切な構成のあり方について、引き続き検討していきたい。

(高村委員)

- 業務の拡大と業務が多様化する中で、必要な専門性の高い人材をどう確保していくかという提案と認識したため、定款の改正案に異存はない。
- 他方、広域機関の元々の業務は系統の広域運用の促進を中立・公正に行うことであったが、新たな業務として市場設計からその運用、再エネ買取制度の賦課金の運用

が加わり、発足当時以上に事業の中立性・公平性が求められる。このため、しっかり業務の中立性・公平性が担保されるように運営されているか継続的に見ていく必要がある。

- 理事の選任については現行の規定の中で、特定のグループに偏らないとする規定は維持されるとのことだが、それもひとつのやり方と思われる。業務の中立性・公平性をどう担保しているか、多面的なガバナンスの強化をどう確保し、強化していくかが重要。
- 外部監査、内部監査、監事監査とある通り、引き続き、今後もしっかり取り組むことが重要。理事、理事会に対する評議員会、総会といった機関相互の統制の強化を進めて欲しい。

(説明者 (広域機関岩男事務局長))

- 役員の中立性・公平性に関しては、引き続き疑念を持たれることがないよう取り組んでいく。
- 業務の拡大に伴い、中長期的に理事を増員していくべきという点に関しては、必要があれば検討していく。
- ガバナンスの強化は外部会計監査の導入で終わりではなく、引き続きの課題として、必要な検討を進めていく。

(座長)

- 各委員からの確なご指摘を頂き、事務局、広域機関からそれぞれ考えを示していただいた。基本的に支持するということであったので、定款の改定案についてはお認めいただいた。今後、広域機関と資源エネルギー庁で必要な手続きを踏んでいただきたい。
- また、広域機関のアクションプランについても概ねお認めいただいた。

(事務局 (小川課長))

- 次回WGの日程は。具体的な内容が決まり次第、事務局から各委員に調整させていただく。

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

電話：03-3501-1749

FAX：03-3580-8485